

公害関係法令事務マニュアル

公害防止条例

届出の手引き

(騒音・振動に係る特定施設編)

令和5年9月

宮 城 県

目次

はじめに	1
1 定義	2
(1) 「特定施設」	2
(2) 「特定事業場」	2
(3) 「規制基準」	2
(4) 「指定地域」	2
2 特定施設設置者等の義務	2
(1) 設置(条例第 35 条)、使用(条例第 36 条)、数等の変更(条例第 37 条)の届出	2
(2) 氏名等の変更、廃止の届出 (条例第 40 条)	2
(3) 承継の届出 (条例第 41 条)	3
(4) 規制基準の遵守 (条例第 16 条)	3
3 届出書の種類と添付書類	3
(1) 届出書の種類	3
(2) 届出書に添付する書類	4
4 届出書の提出先・提出方法	5
(1) 届出書の提出先	5
(2) 提出部数	5
(3) 届出様式	5
5 届出書作成上の留意事項	5
6 届出書記載例	6
(1) 騒音又は振動に係る特定施設設置 (使用・変更等) 届出書 (様式第 5 号)	6
2 特定施設の配置図	13
(3) 特定施設使用廃止届出書 (様式第 13 号)	15
(4) 承継届出書 (様式第 15 号)	16
(5) 委任状 (任意様式)	17
7 資料	18
(1) 騒音に係る特定施設	18
(2) 振動に係る特定施設	20
(3) 騒音に係る規制基準	21
(4) 振動に係る規制基準	21
(5) 市町村窓口一覧	23
(6) 保健所窓口一覧	24

はじめに

この手引きは、仙台市を除く宮城県内に、公害防止条例(昭和 46 年宮城県条例第 12 号。以下「条例」という。)に基づく騒音又は振動に係る特定施設を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様の届出を行う場合には、仙台市環境対策課(電話 022-214-8221)にご相談ください。

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。)と条例の関係は次のとおりです。

	法指定地域を有する市町村 ^{※1}		法指定地域を有しない市町村 ^{※2}
	法指定地域内	法指定地域外	
法・条例共通特定施設 ^{※3} を設置する場合 ○特定施設番号 (騒音) 1~11 (振動) 1~10	法律 が適用 ※手引きの対象外	条例 が適用	条例 が適用
条例横出し施設 ^{※4} を設置する場合 ○特定施設番号 (騒音) 12~18 (振動) 11~13	①法特定施設も併せて設置する場合 ^{※5} → 法律 が適用 ※手引きの対象外 ②条例横出し施設のみ設置する場合 → 条例 が適用	条例 が適用	条例 が適用

※1 法指定地域を有する市町村

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町の 26 市町村。

また、法指定地域とは、仙台市の都市計画区域及び仙台市以外の上記の 25 市町村の都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)で定める用途地域(工業専用地域を除く。)です。用途地域は、都市計画図で確認できます。

※2 法指定地域を有しない市町村

蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、大郷町、色麻町、加美町、涌谷町の 9 町

※3 特定施設

騒音に係る特定施設は 18 ページ資料(1)、振動に係る特定施設は 20 ページ資料(2)の一覧を参照してください。

※4 条例横出し施設

条例において、法特定施設の他に追加して規制している特定施設をいいます。騒音に係る特定施設は 18 ページ資料(1)、振動に係る特定施設は 20 ページ資料(2)の一覧を参照してください。

※5 法特定施設も併せて設置する場合

① 騒音規制法特定施設 — 条例横出し施設(騒音に係るもの)

② 振動規制法特定施設 — 条例横出し施設(振動に係るもの)

上記の場合のみ法律が適用になり、条例に基づく届出は不要です。

1 定義

(1) 「特定施設」

工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音又は振動を著しく発生させるおそれのあるもので公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79条。以下「規則」という。）で定めるものをいいます。（条例第2条第2項）

※ 騒音に係る特定施設は18ページ資料(1)、振動に係る特定施設は20ページ資料(2)を参照。

(2) 「特定事業場」

特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。（条例第2条第3項）

(3) 「規制基準」

発生する騒音又は振動の程度の許容限度をいいます。（条例第2条第4項）

(4) 「指定地域」

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項又は振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項に基づき、都道府県知事（市の区域内地域については市長）が住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音又は振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認め、指定した地域をいいます。

※ 宮城県における指定地域は、仙台市の都市計画区域及び仙台市以外の25市町村（P1※1参照）の都市計画法（昭和43年法律第100号）で定める用途地域（工業専用地域を除く。）です。

2 特定施設設置者等の義務

(1) 設置(条例第35条)、使用(条例第36条)、数等の変更(条例第37条)の届出

特定施設を新たに設置する場合、特定施設の種類（振動に関するものは種類及び能力）ごとの数や騒音又は振動の防止の方法等を変更しようとする場合又は条例の改正等で既存の施設が特定施設となった場合は、あらかじめ所定の事項を届け出なければなりません。

※ 受理書（規則第13条）

設置、数等の変更の届出が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

※ 実施の制限（条例第39条）

届出が受理された日（受理書の交付日）から30日間は工事を着手等することができません。ただし、届出書を審査した結果、その内容が相当であると認められたときは、実施制限の解除を通知します。そのときは実施の制限期間内であっても着手等することができます。また、審査した結果、規制基準に適合しないことによりその特定事業場の周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、受理日から30日以内に騒音又は振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更するよう勧告することがあります。（条例第38条）

(2) 氏名等の変更、廃止の届出（条例第40条）

上記の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合や届出した特定施設のすべてを

廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

(3) 承継の届出 (条例第 41 条)

次の場合は所定の事項を届け出る必要があります。

- ① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係る特定事業場に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合。ただし、届出の義務は、当該特定施設を譲り受け、又は借り受けた個人又は法人が負います。
- ② 設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定事業場に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があった場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人が負います。

(4) 規制基準の遵守 (条例第 16 条)

特定施設を設置している者は、知事が定める規制基準を遵守しなければなりません。

※ 騒音に係る規制基準は 21 ページ資料(3)、振動に係る規制基準は 21 ページ資料(4)を参照

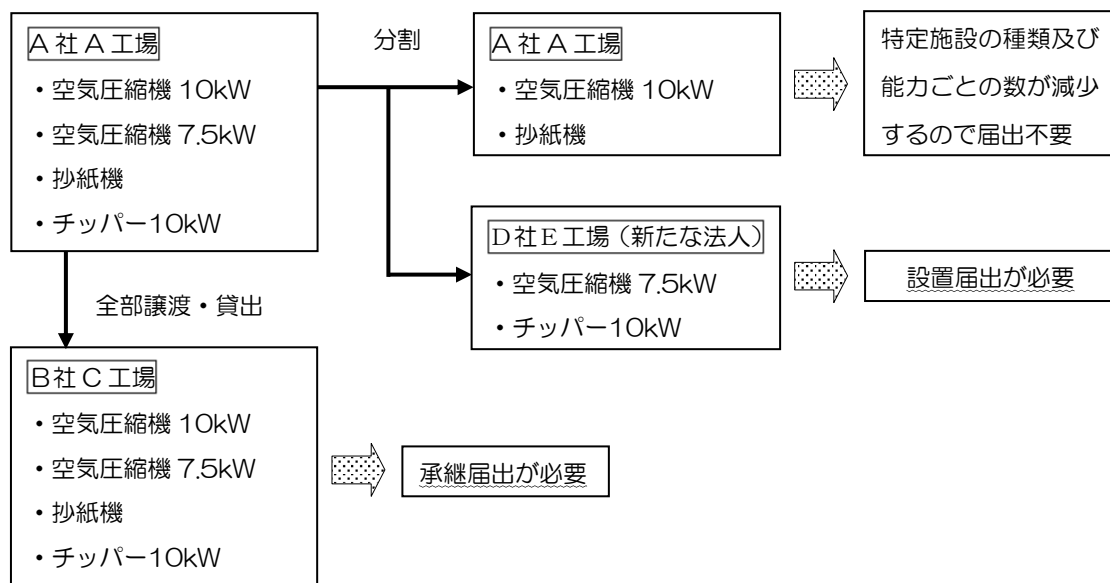
3 届出書の種類と添付書類

(1) 届出書の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	届出様式
設置届出 (条例第 35 条第 1 項)	工場又は事業場に初めて特定施設を設置する場合	工事着手予定日の 30 日前まで	・様式第 5 号 ・別紙
使用届出 (条例第 36 条第 1 項)	条例改正等により工場又は事業場に設置している既存の施設が騒音又は振動に係る特定施設となった場合（設置工事中の場合も含む）	当該施設が特定施設となった日から 30 日以内	・様式第 5 号 ・別紙
数等の変更届出 (条例第 37 条第 1 項、第 2 項)	<p>① 設置又は使用の届出をした特定事業場において、<u>特定施設の種類ごとの数（振動に係る特定施設にあっては、種類及び能力ごとの数）</u>、<u>騒音又は振動の防止の方法</u>、<u>その他規則で定める事項について変更がある場合</u>（第 1 項）</p> <p>② 設置又は使用の届出をした特定事業場に設置している<u>特定施設以外の施設が特定施設となった場合</u>（第 2 項）</p> <p>※ 除外される場合</p> <p>○ 騒音に係る特定施設の場合は特定施設の<u>種類ごとの数</u>を減少する場合及び特定施設の<u>種類ごとの数</u>を直届出の 2 倍以内の数に増加する場合、振動に係る特定施設の場合は</p>	<p>① 当該事項の変更に係る工事の開始日の 30 日前まで</p> <p>② 当該施設が特定施設となった日から 30 日以内</p>	・様式第 5 号 ・別紙

	種類及び能力ごとの数を減少する場合 ○ 騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合		
氏名の変更等の届出 (条例第 40 条)	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合	当該事項を変更した日から 30 日以内	・様式第 12 号
使用廃止届出 (条例第 40 条)	特定事業場に設置している特定施設の <u>すべての使用を廃止</u> した場合	廃止した日から 30 日以内	・様式第 13 号
承継届出 (条例第 41 条)	①設置又は使用の届出をした者から、当該特定事業場に設置する <u>特定施設のすべてを譲り受け</u> 、又は借り受けた場合(第 1 項) ②設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割(当該工場・事業場に設置する <u>特定施設のすべてを承継させるものに限る。</u>)があった場合(第 2 項)	承継した日から 30 日以内	・様式第 15 号

※ 届出の例



(2) 届出書に添付する書類

- ① 特定施設の配置図
- ② 特定事業場及びその付近の見取図
- ③ その他参考となる資料（届出と関連する数値が記載されているカタログ等）

4 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出書の提出先

法指定地域を有する市町村内に特定施設を設置する場合は当該市町村の公害担当課に、法指定地域を有しない町に設置する場合は、当該町を管轄する保健所に提出してください。連絡先の詳細は、22 ページ資料(5)、23 ページ資料(6)を参照してください。

法指定地域を有する市町村 (提出先：各市町村)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町
法指定地域を有しない町 (提出先：管轄保健所)	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町→仙南保健所 山元町→塩釜保健所岩沼支所 大郷町→塩釜保健所 色麻町、加美町、涌谷町→大崎保健所

(2) 提出部数

届出書の提出部数は、正本 1 部と写し 1 部の合計 2 部です。また、届出書の写しを事業所において保存してください。

(3) 届出様式

届出書の様式は、法指定地域を有する市町村の公害担当課、保健所・支所環境廃棄物班又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。また、宮城県環境対策課のホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kougaibousijourei-todokede.html> からダウンロードできます。

5 届出書作成上の留意事項

- (1) 予備施設等のほとんど使用しない施設であっても、設置・使用の届出が必要です。
- (2) 届出者は、法人にあつては法人の代表者としてください。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には、氏名等変更届の提出時に新たな委任状が必要となります。
- (3) 変更の届出の際には、変更前と変更後の内容が明らかになるように記載してください。

6 届出書記載例

(1) 騒音又は振動に係る特定施設設置（使用・変更等）届出書（様式第5号）

不要な文字は削除してください

騒音等に係る特定施設設置（使用・変更等）届出書

〇〇年△△月××日

宮城県知事

殿

郵便番号、電話番号も記載してください

届出者 住所（主たる事務所の所在地）

〒98△-〇〇〇〇

▲▲市〇〇町△△字××□□番◇◇号

電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称及び代表者の氏名）

〇〇設備工業株式会社

代表取締役 宮城太郎

不要な文字は削除してください

公害防止条例第35条第1項（第36条第1項・第37条第1項・第37条第2項）の規定により、騒音等に係る特定施設の設置（使用・変更等）について、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	〇〇設備工業株式会社 △△工場
特定事業場の所在地	〒98△-〇〇〇〇 ▲▲市△△町□□字◆◆番▼▼号 TEL 022-〇〇〇-〇〇〇〇
特定事業場の事業内容	設備関係機器の製造業
常時使用する従業員数	80名
※特定施設の種類（及び能力）ごとの数	別紙のとおり
※特定施設の使用の方法	別紙のとおり
※騒音等の防止の方法	別紙のとおり
※※受理年月日	年 月 日
変更の内容（変更の場合に限る。）	具体的に記載してください

郵便番号、電話番号も記載してください

できる限り図面、表などを利用してください

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 2 特定施設の種類（及び能力）ごとの数については、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 騒音等の防止の方法については、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置、吊り基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等騒音等の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにすること。
 - 4 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
 - 6 ※※の欄には、記載しないこと。

特定施設の種類（及び能力）ごとの数
特定施設使用の方法

不要な文字は削
除してください

(騒音等設置、~~使用届出用~~)

特定施設の種類	形 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
4-2 空気圧縮機	〇〇社製 GT-0120	10kW	1	午前 8 時 30 分	午後 6 時
4-13 クーリングタワー	▽□社製 BA-119C	2kW	1	午前 7 時 30 分	午後 6 時

都市計画法に定める用途地域	準工業地域
その他参考になる事項	

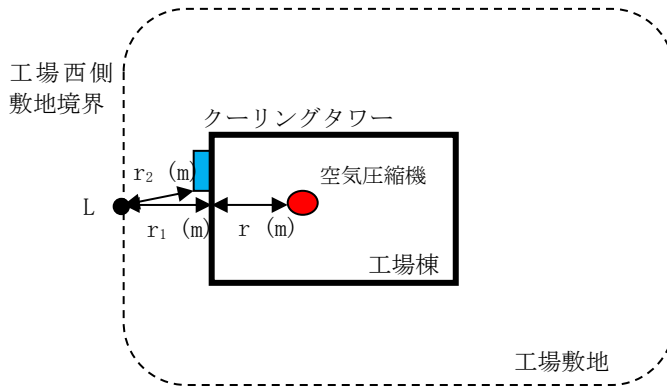
- 備 考
- 1 騒音に係る特定施設については特定施設の種類ごとの数についてのみ記載すること。
 - 2 特定施設の種類欄には、公害防止条例別表 1 に掲げる号番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 添付書類
- 1 工場又は事業場の周囲 200 メートル以内の状況を示す図面
 - 2 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 3 特定施設の配置図

不要な文字は削除してください

(騒音等設置、使用届出用)

音源での騒音レベル 特定施設ごとに記載してください。	空気圧縮機 △△デシベル(A) (施設から○m) クーリングタワー □□デシベル(A) (施設から○m)	
防音・遮音、防振材の材質	工場床 コンクリート 工場壁 鉄板+フレキシブルボード	騒音防止対策のため、使用した防音・遮音材の材質を記載してください。
境界線までの距離	◇m (工場棟から直近の敷地境界線まで) ▲m (送風機から直近の敷地境界線まで)	
境界線での騒音レベル	●●デシベル (A)	下欄に記載した計算により推定された敷地境界での騒音レベルを記載してください。
都市計画法に定める用途地域区分	準工業地域	
防音・遮音、防振計算		
設置する特定施設と、それに対して講じる騒音防止対策から、最も影響を及ぼすと考えられる敷地境界線での騒音レベルを計算してください。		

例1 特定施設の配置図



例2 防音・遮音材の材質 (例)

項目	材質	厚さ (mm)	吸音率	透過損失 TL (dB (A))	内側表面積 (m ²)
床	コンクリート	—	0.1	—	100 (10m×10m)
壁	鉄板 + フレキシブルボード	0.8 6	0.3	22	259.52
	ドア	—	0.01	19	3.6 (0.9 m×2 m×2)
	窓 (サッシ)	—	0.01	15	7.92 (1.8 m×1.5 m×2 + 1.8 m×0.8 m×2)
屋根	長尺カラー鉄板 + 石こうボード	0.8 9	0.3	20	100 (10m×10m)
合計					484

- 備考
- 1 できる限り図面、表等を利用すること。
 - 2 届出書の用紙の大きさは、図面、表等でやむを得ない場合を除き、日本産業規格 A 4 とすること。

- 添付書類
- 1 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 2 特定施設の配置図

(参考)

特定施設を工場又は事業場に設置するとき、敷地境界線において発生源から発生する騒音レベルを推定するための計算式（※特定施設の設置状況や防音・遮音材の状況などに応じて、適宜計算式を簡略化してください）

1 発生源そのもののパワーレベル L_w

発生源より r_o (m)の場所での騒音レベル L_o (dB(A))のとき、発生源そのもののパワーレベル L_w は、

$$L_w = L_o + 20 \times \log_{10} r_o + 8$$

(半自由空間におけるパワーレベルと音圧レベルの関係式)

2 工場棟室内における各特定施設の騒音レベル L_1

発生源そのもののパワーレベル L_w (dB(A))、発生源から工場棟壁までの距離 r (m)、音源の方向係数 $Q=2$ (地表面に音源がある半自由空間の場合)、室定数 R とするとき、工場棟室内における各発生源の騒音レベル L_1 は、

$$L_1 = L_w + 10 \times \log_{10} \left(\frac{Q}{4\pi r^2} + \frac{4}{R} \right)$$

$$\text{ただし、室定数 } R = \frac{S\bar{\alpha}}{1-\bar{\alpha}}$$

$$\text{平均吸音率 } \bar{\alpha} = \frac{\sum (S_i \alpha_i)}{\sum S_i}$$

α : 防音・遮音材の吸音率、 S : 工場建屋内側表面積 (m²)

3 工場壁面の外側における各発生源の騒音レベル L_2

工場棟室内における各発生源の騒音レベル L_1 (dB(A))、総合透過損失 (TL(dB(A))) のとき、工場壁面の外側における各発生源の騒音レベル L_2 は、

$$L_2 = L_1 - TL$$

4 工場の敷地境界線における各発生源の騒音レベル L_3

(1) 敷地境界線が発生源から離れており、発生源を一つの点と見なせる場合

→点音源の伝搬計算式

工場壁面より敷地境界線までの距離を r_1 (m)とすると

$$L_3 = L_2 - 20 \times \log_{10}(r_1)$$

(2) 敷地境界線が発生源から近く、音源がかなりの広がりを持っている場合

→面音源の伝搬計算式

壁面の縦方向の長さを a (m)、横方向の長さを b (m)、工場壁面より敷地境界線までの距離を r_1 (m)とすると、

$$r_1 < \frac{a}{\pi} \quad \text{のとき} \quad L_3 = L_2$$

$$\frac{a}{\pi} \leq r_1 \leq \frac{b}{\pi} \quad \text{のとき} \quad L_3 = L_2 - 10 \times \log_{10} \left(\frac{r_1}{a} \right) - 5$$

$$\frac{b}{\pi} < r_1 \quad \text{のとき} \quad L_3 = L_2 - 10 \times \log_{10} \left(\frac{r_1^2}{a \times b} \right) - 10$$

5 敷地境界線における全発生源の合成騒音レベル L

敷地境界線における各発生源の騒音レベル $L_{3.1}$ 、 $L_{3.2}$ 、 \dots 、 $L_{3.n}$ を合成する。

$$L = 10 \times \log_{10} \left(10^{\frac{L_{3.1}}{10}} + 10^{\frac{L_{3.2}}{10}} + \dots + 10^{\frac{L_{3.n}}{10}} \right)$$

別紙

特定施設ごとに記載してください。

不要な文字は削除してください

振動の防止の方法

(騒音等設置、~~使用届出用~~)

音源での振動レベル	せん断機 ● デシベル(A) (施設から○ m) 印刷機械 ◆ デシベル(A) (施設から◇ m)
防音・遮音、防振材の材質	防振ゴム
境界線までの距離	△m (せん断機から直近の敷地境界線まで) ▽m (印刷機械から直近の敷地境界線まで)
境界線での振動レベル	■ ■ デシベル(A)
都市計画法に定める用途地域区分	第一種住居地域

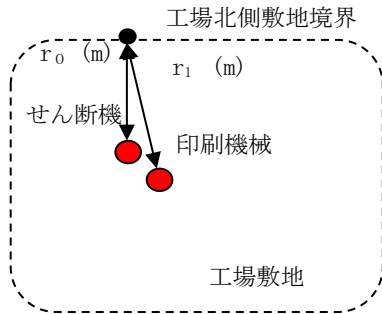
防音・遮音、防振計算

振動防止対策のため、使用した防振材の材質を記載してください。

下欄に記載した計算により推定された敷地境界での振動レベルを記載してください。

設置する特定施設と、それに対して講じる振動防止対策から、最も影響を及ぼすと考えられる敷地境界線での振動レベルを計算してください。

< 特定施設の配置図の例 >



- 備考
- 1 できる限り図面、表等を利用すること。
 - 2 届出書の用紙の大きさは、図面、表等でやむを得ない場合を除き、日本産業規格 A4 とすること。
- 添付書類
- 1 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 2 特定施設の配置図

(参考)

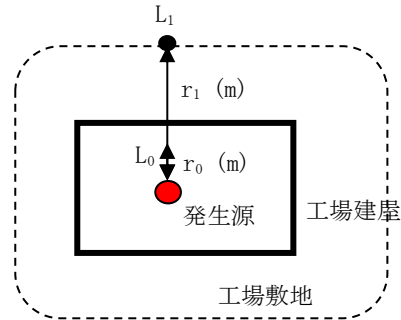
特定施設を工場又は事業場に設置するとき、敷地境界線において発生源から発生する振動レベルを推定するための計算式

1 工場の敷地境界線における各発生源の振動レベル

(「新・公害防止の技術と法規 2006 [騒音・振動編] (社)産業環境管理協会発行」より)

各発生源より r_0 (m) の場所での振動レベル L_0 (dB(A)) のとき、発生源から r_1 (m) 離れた敷地境界での振動レベル L_1 (dB(A)) は、

$$L_1 = L_0 - 20 \times n \times \text{Log}_{10} \left(\frac{r_1}{r_0} \right) - 8.7\lambda(r_1 - r_0)$$



ここで、

λ : 地盤の内部減衰係数

土の種類	内部減衰定数の概略値
乾燥砂及び飽和砂	0.01~0.03
粘土	0.02~0.05
シルト質砂	0.03~0.10
乾燥砂礫及び飽和砂礫	0.05~0.06

n : 幾何減衰係数

波の種類	幾何減衰係数
表面波の場合	0.5
表面波と実体波の混在する場合	0.75
実体波の場合	1.0
地表面を伝搬する実体波	2.0

2 防振対策による補正

発生源において防振対策を行う場合は、発生源ごとの敷地境界線での振動レベルに対し、防振対策の種類ごとの補正值 X (dB(A)) により補正を行う。

$$L_2 = L_1 - X$$

3 敷地境界線における全発生源の合成振動レベル L

敷地境界線における各発生源の振動レベル $L_{2.1}$ 、 $L_{2.2}$ 、 \dots 、 $L_{2.n}$ を合成する。

$$L = 10 \times \text{Log}_{10} \left(10^{\frac{L_{2.1}}{10}} + 10^{\frac{L_{2.2}}{10}} + \dots + 10^{\frac{L_{2.n}}{10}} \right)$$

○騒音又は振動に係る特定施設変更届出書（騒音）別紙記載例
別紙

特定施設の種類（及び能力）ごとの数の変更
及び特定施設使用の方法の変更

（騒音等変更届出用）

特定施設の種類	形式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
4-1(1) 圧延機械	□□社製 X350	15kW	0	2	—	午前 8 時 30 分	—	午後 6 時
4-1(3) ベンディングマシン	▽△社製 P-20	5kW	0	2	—	午前 8 時 30 分	—	午後 6 時
4-2 空気圧縮機	○○社製 GT-0120	10kW	1	3	午前 8 時 30 分	変更なし	午後 6 時	変更なし

都市計画法に定める用途地域区分	準工業地域
その他参考になる事項	

- 備考
- 騒音に係る特定施設については、特定施設の種類ごとの数の変更についてのみ記載すること。
 - 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、公害防止条例第 3 7 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 - 特定施設の種類の欄には、公害防止条例別表 1 に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 添付書類
- 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 特定施設の配置図

騒 音 の 防 止 の 方 法

(騒音等変更届出用)

変更前	音源での騒音レベル	空気圧縮機 △△デシベル(A) (施設から◎m) クーリングタワー □□デシベル(A) (施設から○m)
	防音・遮音、防振材の材質	↑
	境界線までの距離	◇m (工場棟から直近の敷地境界線まで) ▲m (送風機から直近の敷地境界線まで)
	境界線での騒音レベル	●●デシベル (A)
変更後	音源での騒音レベル	空気圧縮機 △△デシベル(A) (施設から◎ m) クーリングタワー □□デシベル(A) (施設から○m) 圧延機械 ○○デシベル(A) (施設から△ m)
	防音・遮音、防振材の材質	↑
	境界線までの距離	◆m (工場棟から直近の敷地境界線まで) △◆m (送風機から直近の敷地境界線まで)
	境界線での騒音レベル	□□デシベル (A)
都市計画法に定める用途地域区分		準工業地域
防音・遮音、防振計算		
<p>特定施設の種類ごとの数(振動の場合は種類及び能力ごとの数)を増加する場合は、増加する特定施設についてそれぞれ騒音レベル又は振動レベルを記載してください。</p> <p>下欄に記載した計算により推定された敷地境界での騒音レベル又は振動レベルを記載してください。</p> <p>防音・遮音、防振材の材質を変更した際は変更前・変更後の材質をそれぞれ記載してください。(建屋の場合は壁、屋根、床など項目ごとに分けて書くことが望ましい。)</p> <p>変更後の敷地境界線での騒音レベル又は振動レベルの計算式を記載してください。</p>		

- 備 考
- 1 できる限り図面、表等を利用すること。
 - 2 届出書の用紙の大きさは、図面、表等でやむを得ない場合を除き、日本産業規格A4とすること。

- 添付書類
- 1 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 2 特定施設の配置図

(2) 氏名等変更届出書 (様式第 12 号)

氏名等変更届出書

〇〇年△△月××日

宮城県知事 殿

郵便番号、電話番号も記載してください

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)
〒98△-〇〇〇〇
▲▲市〇〇町△△字××□□番◇◇号
電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇
氏名 (名称及び代表者の氏名)
〇〇設備工業株式会社
代表取締役 宮 城 太 郎

不要な文字は削除してください

~~氏名(名称・住所・所在地)~~に変更があったので、~~公害防止条例第22条(第31条・第40条・第48条・第57条)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前	有限会社〇〇設備工業
	変 更 後	〇〇設備工業株式会社
変 更 の 理 由	社名の変更	
変 更 年 月 日	〇〇年△△月××日	
特 定 施 設 の 種 類 等	4-13 クーリングタワー 4-14 バーナー	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(3) 特定施設使用廃止届出書 (様式第 13 号)

特定施設使用廃止届出書

〇〇年△△月××日

宮城県知事

殿

郵便番号、電話番号も記載してください

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)
〒98△-〇〇〇〇
▲▲市〇〇町△△字××□□番◇◇号
電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇
氏名 (名称及び代表者の氏名)
〇〇設備工業株式会社
代表取締役 宮 城 太 郎

不要な文字は削除してください

特定施設の使用を廃止したので、公害防止条例~~第 22 条 (第 31 条・第 40 条・第 48 条)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	〇〇設備工業株式会社
特定事業場の所在地	〒98△-〇〇〇〇 ▲▲市〇〇町△△字××□□番◇◇号 電話番号 0220-22-6121 郵便番号、電話番号も記載してください
特定施設の種類等	4-13 クーリングタワー 4-14 バーナー
使用廃止の年月日	〇〇年△△月××日
使用廃止の理由	廃業のため 特定施設の使用を廃止した理由を記載してください

備考 1 特定施設の種類等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(4) 承継届出書 (様式第 15 号)

承継届出書

〇〇年△△月××日

宮城県知事

殿

郵便番号、電話番号も記載してください

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

〒987-0000

▲▲市〇〇町△△字××□□番◇◇号

電話番号 022-000-0000

氏名 (名称及び代表者の氏名)

〇〇設備工業株式会社

代表取締役 宮城太郎

不要な文字は削除してください

特定施設(揚水設備)に係る届出者の地位を承継したので、公害防止条例第23条第3項(第32条第3項・第41条第3項・第49条第3項・第58条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場若しくは事業場又は特定事業場の名称(揚水設備の名称)	〇〇設備工業株式会社
工場若しくは事業場又は特定事業場の所在地(揚水設備の設置場所)	〒98△-0000 ▲▲市〇〇町△△字××□□番◇◇号 電話番号 022-000-0000
特定施設の種類の等	4-2 空気圧縮機及び送風機 4-14 パーナー
承継の年月日	〇〇年△△月××日
被承継者	氏名又は名称 宮城三郎
	住所又は主たる事務所の所在地 ▲▲市〇〇町△△字××□□番◇◇号
承継の理由	法人化による譲り受け

譲り渡した(貸した)側を記載してください

譲り受け、借り受け、合併、分割等を記載してください

- 備考 1 特定施設の種類の等の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(5) 委任状（任意様式）

委 任 状

私は、当社〇〇工場(事業所名等) 工場長 ▲▲ □□ (氏名)を代理人と定め
下記の権限を委任します。

記

〇〇工場(事業所名等)における「公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)」
に関する届出の権限

〇〇年▲▲月××日

住 所 ▲▲市〇〇町▲▲字××□□番◇◇号
会社名 〇〇設備工業株式会社
代表取締役 宮城太郎
電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇

7 資料

(1) 騒音に係る特定施設

(騒音規制法施行令第1条「別表第1」及び規則第3条「別表第2第4号」、表記の仕方は規則による。)

番号	法律	条例	施設の種類	規模又は能力
1	○	○	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
			(1)圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上
			(2)製管機械	
			(3)ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が3.75kW以上
			(4)液圧プレス（矯正プレスを除く）	
			(5)機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上
			(6)せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上
			(7)鍛造機	
			(8)ワイヤーフォーミングマシン	
			(9)ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く）	
			(10)タンブラー	
			(11)切断機（といしを用いるものに限る）	
2	○	○	空気圧縮機（騒音規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上
3	○	○	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）	
5	○	○	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
			(1)コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く）	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上
			(2)アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上
6	○	○	穀物用製粉機（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が7.5kW以上
7	○	○	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
			(1)ドラムバーカー	
			(2)チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上
			(3)碎木機	

			(4) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上
			(5) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上
			(6) かな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上
8	○	○	抄紙機	
9	○	○	印刷機械（原動機を用いるものに限る）	
10	○	○	合成樹脂用射出成形機	
11	○	○	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	
12		○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が3.75kW以上
13		○	クーリングタワー	電動機の定格出力が0.75kW以上
14		○	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり15リットル以上
15	○	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの		
		(1) 動力打綿機		
		(2) 動力混打綿機		
		(3) 紡糸機		
16		○	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17	○	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの		
		(1) ニューマチックハンマー		
		(2) 製てい機		
		(3) 製びょう機		
		(4) 打抜機	電動機の定格出力が2.25kW以上	
		(5) 研削機	電動機の定格出力が1.5kW以上	
18	○	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの		
		(1) 切断機		
		(2) せん孔機		
		(3) 研磨機		

(2) 振動に係る特定施設

(振動規制法施行令第1条「別表第1」及び規則第3条「別表第2第5号」、表記の仕方は規則による。)

番号	法律	条例	施設の種類	規模又は能力			
1	○	○	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの				
			(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く）				
			(2) 機械プレス				
			(3) せん断機	原動機の定格出力が1kw以上			
			(4) 鋳造機				
			(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上			
			2	○	○	圧縮機（振動規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）	原動機の定格出力が7.5kw以上
			3	○	○	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上
			4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）	
			5	○	○	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上						
			(2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上			
6	○	○	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの				
			(1) ドラムバーカー				
			(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上			
7	○	○	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上			
8	○	○	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が30kw以上			
9	○	○	合成樹脂用射出成形機				
10	○	○	鋳造成形機（ジョルト式のものに限る）				
11		○	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの				
			(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上			
			(2) 製管機械				
			(3) バンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が3.75kw以上			
12		○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	定格出力が10kw以上			
13		○	冷凍機	原動機の定格出力が7.5kw以上			

(3) 騒音に係る規制基準

単位 dB(A)

時間の区分		昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の 午前6時まで	備考
区域の区分					
第一種 区域	文教地区、第1種・第2種低層住居専用地域	50	45	40	学校等※の周囲50mの区域内は、左の基準から5dB(A)を減じた値
第二種 区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	55	50	45	
第三種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	55	50	
第四種 区域	工業地域	65	60	55	

備考

- ① 敷地境界における規制基準は、特定事業場から発生するすべての音が適用となります。
- ② 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域においては、規則別表第2第4号備考3の規定に基づき、第二種区域の規制基準が適用されます。
- ③ 規則別表第2第4号備考3ただし書きの規定に基づき、区域の区分を変更している地域があります。
→「騒音規制の適用基準別地域指定に関する告示」（平成7年宮城県告示第1043号）

(4) 振動に係る規制基準

単位 dB(A)

時間の区分		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の 午前8時まで	備考
区域の区分				
第一種 区域	文教地区、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60	55	から5dB(A)を減じた値の区域は左の基準から5dB(A)を減じた値
第二種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65	60	

備考

- ① 敷地境界における規制基準は、特定事業場から発生するすべての音が適用となります。
- ② 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域においては、規則別表第2第5号備考2の規定に基づき、第一種区域の規制基準が適用されます。
- ③ 規則別表第2第5号備考2ただし書きの規定に基づき、区域の区分を変更している地域があります。

→「振動規制の適用基準別地域指定に関する告示」（平成7年宮城県告示第1044号）

※学校等 学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び第二項に規定する入院施設のある診療所、図書館法第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法第五条の二に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子供に関する教育・保育等の推進法第二条第七項の幼保連携型認定こども園

(5) 市町村窓口一覧

	市町村名	問い合わせ・提出先	連絡先
1	仙台市	環境局環境部環境対策課（推進係）	022-214-8221
2	石巻市	市民生活部環境課 環境保全係	0225-95-1111（代）
3	塩竈市	市民生活部環境課 環境企画係	022-365-3377
4	気仙沼市	市民生活部 生活環境課 環境政策係	0226-22-3417
5	白石市	市民経済部生活環境課 環境対策係	0224-22-1314
6	名取市	生活経済部クリーン対策課 環境保全係	022-724-7159
7	角田市	市民福祉部生活環境課 生活環境係	0224-63-2118
8	多賀城市	都市産業環境施設課 資源環境係	022-368-1141（内462）
9	岩沼市	市民経済部環境課 環境対策係	0223-23-0584
10	登米市	市民生活部環境課 生活環境係	0220-58-5553
11	栗原市	市民生活部環境課 環境政策係	0228-22-3350
12	東松島市	市民生活部市民生活課 環境係	0225-82-1111（内1152）
13	大崎市	市民協働推進部環境保全課（生活環境担当）	0229-23-6074
14	富谷市	市民生活部生活環境課 環境対策担当	022-358-0515
15	大河原町	町民生活課 環境衛生係	0224-53-2114
16	村田町	町民生活課 環境衛生班	0224-83-6401
17	柴田町	町民環境課 環境衛生班	0224-55-2113
18	亘理町	町民生活課 生活環境班	0223-34-1113
19	松島町	総務課 環境防災班	022-354-5782
20	七ヶ浜町	町民生活課 環境保全係	022-357-7455
21	利府町	生活環境課 環境衛生班	022-767-2119
22	大和町	町民生活課 生活環境係	022-345-1117
23	大衡村	住民生活課 生活環境係	022-341-8512
24	美里町	町民生活課 生活環境係	0229-33-2114
25	女川町	町民生活課 環境係	0225-54-3131（内164）
26	南三陸町	環境対策課 環境政策係	0226-46-5528

(6) 保健所窓口一覧

問い合わせ・ 提出先	郵便番号	住 所	電話番号	所 管 区 域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	蔵王町、七ヶ宿町、 川崎町、丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506	大郷町
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295	山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	色麻町、加美町、涌 谷町